和歌山市民図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する図書館(以下「図書館」という。)で閲覧に供する雑誌を購入し、納入する者が当該雑誌の最新号カバー表面に広告主名を、雑誌架に広告を掲出することができることとする和歌山市民図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

- 第2条 市長は、図書館で閲覧に供する雑誌のうちから広告の掲出を認めるものを選出する。
- 2 市長は、前項の規定により選出した雑誌及び当該雑誌を配架する雑誌架(第4条及び第5条 において「雑誌等」という。)に広告を掲出しようとする者を募集する。

(広告掲出の期間)

第3条 広告を掲出することができる期間は1年間(4月1日から翌年3月31日まで)とする。 ただし、年度の途中から広告を掲出する場合は第6条第1項の市長の認定を受けた日の属する 月の翌月1日から当該年度の3月31日までとする。

(広告掲出の要件等)

- 第4条 雑誌等に広告を掲出することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 本市の区域内に事務所若しくは事業所を有し、又は本市の区域内で事業活動を行う法人、 個人事業主その他の団体であること。
 - (2) 和歌山市広告の掲載等に関する要綱(平成18年10月1日制定)別表業種の項及び事業者の項に掲げる各号のいずれにも該当しない者であること。
- 2 掲出しようとする広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼等を損なうおそれのないものであり、かつ、和歌山市広告の掲載等に関する要綱別表内容の項に掲げるものに該当しないものでなければならない。

(申込み)

- 第5条 雑誌等に広告を掲出しようとする者は、雑誌スポンサー申込書(別記様式第1号)に次 に掲げる書類を添えて、市長に申込みをしなければならない。
 - (1) 掲出しようとする広告の図案及び原稿
 - (2) 広告を掲出しようとする者の概要が分かる書類
 - (3) 市税の完納証明書(本市に納税義務のある申込者に限る。)
 - (4) 市税の納付状況調査承諾書(本市に納税義務のない申込者に限る。)

(広告掲出者の認定等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合において、これを審査し、適当と認める ときは、当該申込みを行った者を、広告を掲出する者として認定するものとする。
- 2 前項の認定にあっては、和歌山市広告の掲載等に関する要綱第6条第1項に規定する和歌山 市広告審査委員会の議を経るものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同一の雑誌に複数の応募があった場合は、次の順序により認定 するものとする。
- (1) 先着順とする。
- (2) 広告掲出の期間が長い方を優先するものとする。
- 4 市長は、第1項の審査の結果を雑誌スポンサー認定(不認定)通知書(別記様式第2号)に

より、前条の申込みをした者に通知するものとする。

(広告掲出の方法等)

- 第7条 前条第1項の認定を受けた者は、その認定に係る広告を掲出する雑誌の発行後、速やかに当該雑誌を指定管理者が指定する者から購入の上、図書館に納入させ、指定管理者をして広告を貼付させた上で、図書館の所定の雑誌架に配架させなければならない。
- 2 前項の規定により、広告を掲出した雑誌の所有権は、本市に帰属するものとする。 (変更の届出)
- 第8条 第6条第1項の認定を受けた者は、その申込者の所在地、商号又は名称若しくは代表者 氏名に変更があったときは、市長にその旨を届け出なければならない。

(広告の変更)

- 第9条 第6条第1項の認定を受けた者は、その認定に係る広告について、意匠その他の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に申し出て、市長の認定を受けなければならない。
- 2 第6条第2項の規定は、前項の認定について準用する。

(認定の取消し)

- 第10条 市長は、第6条第1項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めると きは、当該認定を取り消すことができる。
- (1) 第4条第1項各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) その他広告を掲出する者として適切でないと市長が認めるとき。

(広告掲出者の責務)

- 第11条 広告を掲出した者は、当該広告の内容に関する一切の責任を負わなければならない。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申込者所在地 商号又は名称 代表者氏名 (自署又は記名押印)

雑誌スポンサー申込書

和歌山市民図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり次の事項を誓約及び同意します。

- ① この申込書及びその添付書類については、事実と相違ありません。
- ② 和歌山市広告の掲載等に関する要綱第3条第2号を満たします。
- ③ 和歌山市民図書館雑誌スポンサー制度実施要綱及びその他の和歌山市民図書館関係諸規程を遵守します。
- ④ 市税の未納はありません。
- ⑤ この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることがあった 場合は、一切の異議を申し立てません。
- ⑥ 雑誌スポンサー制度に関する覚書を締結します。
- ⑦ 誓約内容を確認するため、和歌山市が関係各機関に照会を行うことについて同意します。
- 1 広告の掲出を希望する雑誌名

希望順位	雑 誌 名
1	
2	
3	
4	
5	

- 2 広告の掲出を希望する雑誌数 冊
- 3 広告の掲出を希望する期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 担当者連絡先

担当者部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	

5 添付文書

- (1) 掲出しようとする広告の図案及び原稿
- (2) 広告を掲出しようとする者の概要が分かる書類
- (3) 和歌山市税の完納証明書(本市に納税義務のある申込者)
- (4) 和歌山市税の納付状況調査承諾書(本市に納税義務のない申込者)

6 その他

同一の雑誌に複数の応募があった場合は、次の順序により認定されることを承認します。

- (1) 先着順に認定します。
- (2) 広告掲出の期間が長い方を優先します。

年 月 日

様

和歌山市長

雑誌スポンサー認定(不認定)通知書

年 月 日付けで申込みのあった和歌山市民図書館雑誌スポンサーについて、次のとおり認定しましたので、和歌山市民図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第6条第4項の規定に基づき、通知します。

なお、提出された広告の内容(デザインを含む。)を変更したい場合は、事前に認定が必要と なります。

- 1 認定内容 認定・不認定
- 2 広告を掲出する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 広告を掲出する雑誌名

雑	誌	名		

4 不認定の理由